

令和3年度 居住支援法人活動支援事業

セミナー・勉強会等の開催報告

主催：NPO 法人筑紫

開催日時：2021 年 10 月 23 日（土） 15：00～17：00

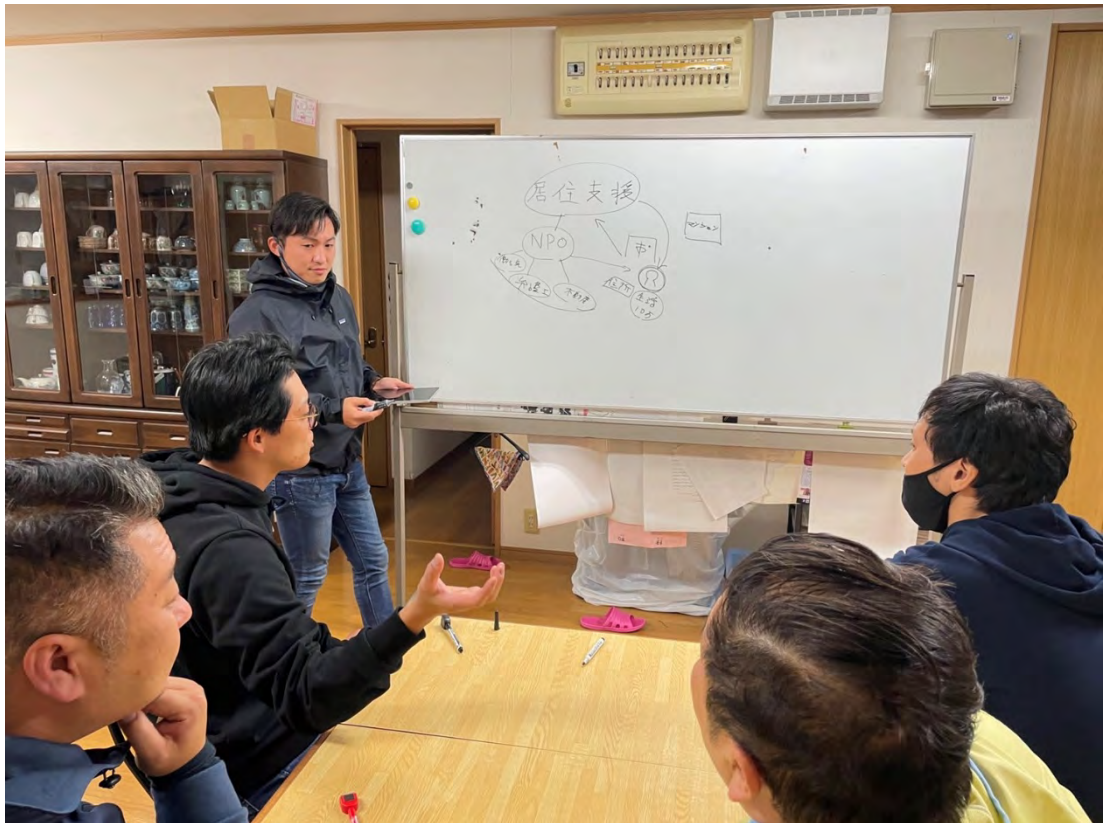
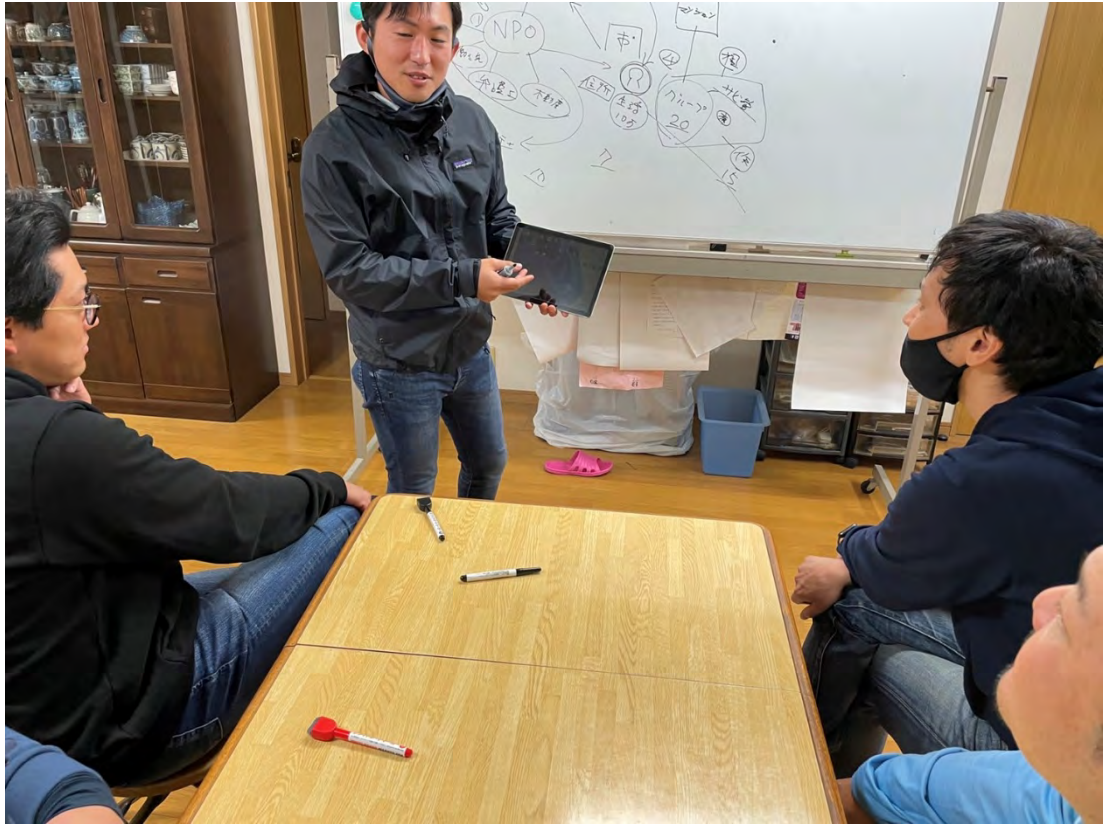
開催場所：天理教梅年分教会

テーマ：居住支援の必要性と、具体的な取り組みについて

居住支援法人制度の説明及び居住支援活動の説明会を行い、共に連携し、活動できるよう話し合いを行った。その後質疑応答として、弁護士の方より、困窮者を居住支援する際の実機関との連携方法や、不動産業者との契約等についての質問があった。また不動産業者より、セーフティネット住宅の登録方法についての質問があった。

対象者：不動産事業者、弁護士、困窮者支援事業者、NPO 法人運営者

計 8 名



居住支援法人 活動説明会

困窮者支援とは

困窮者・・病気、事故、発達障害、DV、引きこもり、各種依存 など

- ▶ 何らかの理由によってサイクルが崩れてしまい、自分の力では生活を立て直すことが難しい
- ▶ コロナ禍や不況によって、爆発的に増加している
- ▶ 行政では援助に限界があり、民間団体に頼らざるを得ない

DV被害の 対処法

- ▶ 一時的な居場所を探す
- ▶ 家から出す
- ▶ 収入を作る（生活保護 or 就職）
- ▶ 生活が安定する
- ▶ 家を借りる
- ▶ その後の見守りを行う



自立のためには、「居場所、収入、見守り」が必要となる。

居住支援活動の全体像

- ▶ 住むところがない人に住む場所を世話する活動
- ▶ HP、チラシ、市や県から、困窮者の情報が入る
- ▶ 困窮者と面談を行い、今後の方針を定める
- ▶ 入居前支援、入居中支援、見守りといった活動を行う
- ▶ セーフティネット住宅への入居を目指す
- ▶ 専門機関とつながり、指示を仰ぎながら活動できる

居住支援法人にできること

- ▶ **困窮者の預かり補助** ・ ・ 施設に一時入居～自立までのサポート
- ▶ **居住支援活動** ・ ・ 困窮者と共に居住先を探し、見守りを行う
- ▶ **セミナー、勉強会の開催** ・ ・ ・ 居住支援の周知、関係機関との
連携の強化

自立までの流れ

要請
面接
一時保護



生活保護
各種手続
生活訓練



就職
住居の選定



自立



困窮者を預かる施設の一例

- ▶ 無料定額宿泊所 ・ ・ 市や基幹支援センターから要請
DV被害の一時保護や低所得者が対象
- ▶ 共同生活援助 ・ ・ ・ 軽度の障害がある方
- ▶ 自立準備ホーム ・ ・ 保護観察期間の方
- ▶ 補導委託 ・ ・ 補導された子供

困窮者・軽度障害者・受刑者・補導少年を預かり、見守りを提供



居住支援の具体的な活動

入居前支援



- 悩みをカウンセリングする
- 家がない人に家を見つける
- 手続きの手伝いを行う

入居中支援



- 生活保護、就職で収入を安定
- 市役所や病院などの手続き補助
- 社会的な繋がり作成

見守り活動



- 高齢者なども対象
- 定期的な声掛け
- 孤立していないかの確認
- 悩みがないかの確認

セーフティネット住宅とは

- ▶ 国土交通省と連携し、困窮者に低額で住居を提供する物件
- ▶ 高齢者、余刑者等、様々な状況の困窮者の受け入れが可能
- ▶ 敷金、礼金が必要なく、家賃も低額
- ▶ インターネットなどにより、簡単に検索が可能
- ▶ 居住支援法人によるサポート、見守りを行う
- ▶ セーフティネット事業者は、国からの補助によって活動

居住支援法人の活用方法

居住支援法人

広報、マッチング活動
困窮者支援の実務代行

専門機関

- ・ 弁護士
- ・ 医療従事者

行政機関

- ・ 市役所
- ・ 基幹支援センター
- ・ 児童相談所

民間団体

- ・ 不動産関係者
- ・ グループホーム
- ・ 困窮者支援事業者

今後の展望

- ▶ 各機関への居住支援活動の周知を行い、連携を強化
(行政機関→居住支援法人→専門機関→不動産関係者等)
- ▶ 不動産関係者に向けたセーフティネット住宅の拡大、利用者の斡旋
- ▶ NPO法人、不動産関係者に向けた一時保護施設、住居の充実
- ▶ 困窮者の自立に向けた就職先の確保
- ▶ 困窮者が安心して、自立して暮らしていけるシステムの構築